

【令和４年度 熊本市社会福祉審議会】

ご意見等に対する本市の考え方

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
1	P 8	(受任調整会議について) ①市民後見人養成の進捗状況と成年後見制度利用促進協議会の関わりを教えてください。 ②養成後、後見人になられた人数と受任件数を教えてください。	< 高齢福祉課 > ①受任調整会議は、本人にとって最も相応しい後見人等候補者の職種を検討する会議であり、成年後見制度利用促進協議会からいただいたご意見をもとに開催方法等を検討しております。 < 障がい保健福祉課 > ①今年度は7月21日から市民後見人養成講座を実施しており、市内10名の方が受講しております。 ②市民後見人については、3名が選任されており、それぞれ1名ずつ受任中です（令和4年10月末現在）。	高 齢 福 祉 課 障 が い 保 健福祉課
2	P 9	(災害時要援護支援事業について) 避難支援体制づくりで自治会や民生委員、児童委員に対し要援護者登録名簿を私緊急体制時に備えていると聞いています。 しかし、平成28年の熊本大地震でも経験した様に緊急事態時の要支援者の救助には個人情報の問題もありますが命を救うために関係機関の役員の応援が求められ要支援者の名前も当時	災害時要援護者避難支援制度は、災害時に自力で避難できない方や、避難情報等の災害情報が伝わり難い方などを対象として、予め本人の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、市の関係機関及び自治会や民生委員等の地域関係者に平常時から名簿を配布し情報を共有することにより、地域と市が協力し、迅速な対応が行えるように体制整備を行うも	健 康 福 祉 政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
2 (つづき)	P 9 (つづき)	知らされ、右往左往して活動が鈍った事もありました。緊急事態に備え「特別救助隊」などの体制を整え、全員が周知して対応に当たる為にも改めて見直す必要があるかと思います。	のです。 災害時に迅速な避難支援活動を行うためには、要援護者と地域関係者の間において、平常時から顔の見える関係をつくることが重要です。災害時の避難支援体制についての話し合いや避難訓練の実施等、平常時から災害時に備えておくほか、声掛け等の見守り活動等を推進してまいります。	健康福祉 政策課
3	P 9	校区社会福祉協議会の存在感が地域によってかなり格差を感じます。自治会の扱い次第で左右されるものか、活動メンバーが数名で民生委員と協働が重点で、薄れ感が目立つのでは・・・いずれにしても校区社協は地域福祉の中核であり是非基盤強化を図って頂きたい。	校区社会福祉協議会への支援については、基礎的な活動費に対する支援のほか、校区社会福祉協議会の行動指針である「校区社協行動計画」の策定に向けた支援を令和元年度から行っております。今後も、熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会との意見交換を図りながら、基盤強化に資するよう継続して支援を行ってまいります。	健康福祉 政策課
4	P 1 0 P 1 3	校区社協活動、民生委員、生活困窮者自立支援事業について事業実績が挙げられています。 熊本市内複数の社会福祉法人が生計困難者レスキュー事業に取り組んでいますが、熊本市と社会福祉法人との積極的な連携のあり方について今後どのように考えておられますか。	レスキュー事業におきましては、急迫状態の生活困窮者からの相談を解決していく上で、多くの場面で社会福祉法人と連携させていただいているところです。 今後も、複雑化する様々な課題に対応していくため、社会福祉法人とさらなる連携を図っていきたいと考えております。	健康福祉 政策課 保護管理 援護課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
5	P 1 0 P 6 7	「要介護認定の対象者に対し、(要援護者登録者名簿への)登録勧奨を行う」とあります。令和4年度は要介護認定3～5の方、令和3年度は身体障害者手帳1、2級所持者に登録勧奨するとのことですが、知的や精神障害、その他支援が必要と思われる方(難病、発達障害など)への登録勧奨は実施しないのでしょうか?	「熊本市災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨にあたりましては、避難行動要支援者名簿への登載者(※)のうち、当該制度に未登録の方を対象に行っています。 登録要件は以下の通りですが、勧奨につきましては、年度ごとに発送対象を変えながら実施しているところであり、引き続き、対象者について検討してまいります。 (※) 登載要件 (1) 要介護認定3～5を受けている者 (2) 身体障害者手帳1、2級を所持している者 (3) 療育手帳Aを所持している者 (4) 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者 (5) 指定難病医療受給者 (6) 熊本市災害時要援護者避難支援制度登録者	健康福祉 政策課
6	P 1 7	新型コロナにより従来にも増しての生保の本来的役割が必要とされてきている。その適正実施の鍵はCWである。生保ニーズは常に現場で起きている。コロナ禍ではあるが、現場での実践研修を常に第一義にして欲しい。(風化行政、水際行政にならないためにも。)	生活保護業務は常に社会の動きと連動し、またそれに伴う各種施策の把握による助言・指導を行う必要があると考えています。新型コロナの影響で書面での研修が増えておりましたが、本年度はWEBや対面での研修についても順次再開しており、今後も質疑が行える体制による研修を行ってまいります。なお、本年度は所管課担当者を招き、養護老人ホーム及び成年後見制度に関する研修や、ハローワークからの研修	保護管理 援護課

N o	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
6 (つづき)	P 1 7 (つづき)		など、関係課及び関係機関からの研修を実施したところで す。 また、ケースワークに必要不可欠である相談援助技術に関する実践的な研修もこれまで実施してきておりますが、多様な相談や相談者に寄り添った支援が行えるよう、より充実した研修について研究・実施してまいります。	保 護 管 理 援 護 課
7	P 1 9	(新型コロナウイルス感染症による生活困窮者自立支援金について) 新型コロナによる特例貸し付けをストップされた世帯への正にセーフティネットと呼べる事業であり、新型コロナの感染状況に応じた柔軟な対象者への援助が求められている。	生活困窮者自立支援金については、感染状況に応じた対応として、国からの通知に基づき、求職活動要件の緩和などを行っているところです。また、申請受付については、初回、再支給ともに令和4年12月末までとなっており、支援金終了者に対しては、各生活自立支援センター及び社会福祉協議会と調整のうえ、特例貸付の償還免除等のお知らせやその手続き、並びに困窮状態が継続している場合の相談窓口についてプッシュ型による周知を行い、困窮状態が継続しないよう引き続きフォローを行ってまいります。	保 護 管 理 援 護 課
8	P 2 1	(認知症関連事業について) 長嶺校区では毎月第3金曜19時から開催と聞き安心しました。コロナ禍で長嶺自治協議会・ささえりあとの連携で取り組んできた認知症見守りネットワーク会議がコロナ次第で毎月第3金曜19時から再開の予定です。	委員がお住まいの地域におかれましては、先進的な取組を実施いただき誠にありがとうございます。本市としまして、この貴重な取組が風化しないように積極的に支援してまいります。	高 齢 福 祉 課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
8 (つづき)	P 2 1 (つづき)	久方ぶりの会議ではそれぞれの立場で見守り方など活発な意見交換や情報交換が期待できそうである。認知症の理解を深めるため、これまで築いた取組を風化させないためにも更に地域の方々への書面資料等にて情報を発信して頂きたい。		高 齢 福 祉 課
9	P 2 4	(介護人材確保、定着促進事業について) 最近新聞等で介護人による暴力沙汰が散見していますが、人材確保に当たって就業促進、定着促進に偏り「資質」面が手薄になっているのではと気になります。 人材確保の際とくに「資質向上」に必要な研修・助言・指導の強化に支援頂きたい。	本市でも研修や職場での教育など、「資質の向上」は重要と考えております。今後も県と協力して、様々な研修の場を設けてまいりたいと考えています。	介 護 保 険 課
1 0	P 2 5	(老人福祉施設整備費助成について (はつらつプラン)) 施設整備については、地域や人口などそれぞれの実情に応じた計画が重要と考えます。利用する方、必要な人材、建物のバランスは重要と思います。	老人福祉施設整備については、現在、整備が進んでいない行政区・日常生活圏域への整備を優先的に進めています。今後の施設整備の方針については、次期計画策定の中で議論してまいります。	介 護 保 険 課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
11	P27	障がい者理解促進事業もあるが、知的・発達障がい者、目に見えない障がいの方々の困り感を、警察官の皆さんに知ってもらうための交流プログラムを組んで、警察との連携強化の事業の一環として役立てていただけないだろうか。 それぞれの障害者団体は、疑似体験プログラムや、自分たちの困り感をわかってもらうための研修プログラムを持っているので、読んでもらえれば皆さん喜んで説明の用意があると思う。 (ちなみに知的・発達障がいを体験する疑似体験プログラムを育成会が展開中)	本市が実施する障がい者サポーター研修やワークショップの中で、市民や学校等への障がいの理解を深めるとともに、疑似体験等を行っているところです。 ご意見にあるように、警察に対してアプローチを行っていくことも検討してまいります。	障がい保健福祉課
12	P29	成年後見人制度では「市民後見人」の養成も必須であるが、法人後見は子どもからお年寄り迄にすべてに行き亘る必要があり、特に子供の場合、未成年後見人養成の必要が感じられるが、市民後見人にその責務を負わせるのか。それとも別建てで未成年後見制度を思慮しているのかをご教示頂きたい。	熊本市においては、市民後見人が担当するケースとして、相続手続きがない、または親族間で争いがないケースであって、後見相当のケースを現時点では想定しております。 未成年後見人の役割は、「親権者がいない等の世帯において、親権者と同じ権利義務を有し身上保護や財産管理を行うこと」であり、国が示す市民後見人養成カリキュラムでも想定されておりません。 未成年後見人については、家庭裁判所が弁護士や親族を選任することとなっております。なお、親族が不在である子どもの場合は、必要に応じ、児童相談所長が未成年後見人の選任を申し立てることとしております。	障がい保健福祉課 児童相談所

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
13	P29	(成年後見制度法人後見支援事業について) これまで無関心でいた「成年後見制度」、認知症やフレイルの進行によって判断能力が不十分な状態になって権利書や財産保護する担い手として信頼できる「市民後見人」の養成、支援は大変有難い。尚、この制度についての説明会、研修会の企画あれば是非参加したい。	市民後見人養成講座は、感染対策を講じたうえで毎年夏頃から実施しており、市政だより（おおむね5月号へ掲載）やホームページ等で広報しております。 令和4年度は、7月21日（木）に開講し、2週間に1度の頻度で全10回の講座です。各回、おおむね10：00～16：00までの講座となりますが、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。	障がい保健福祉課
14	P31	(発達障がいについて) 最近よく耳にする障がいだと思いますが、症状や発生要因を理解していません。障がい支援センターか、地域包括支援センター（東区ささえりあ）で機会があれば研修や書面研修などで支援してください。	地域の住民向けに障がいへの理解を深めるために、市内9カ所の「熊本市障がい者相談支援センター」が障がい者サポーター研修（出前講座）を実施しているところです。また、「熊本市発達障がい者支援センターみなわ」では、発達障がいについての普及啓発・研修を実施していますので、ご相談をお願いいたします。	障がい保健福祉課
15	P31	(ペアレントトレーニングについて) 初めてお目にする言葉ですが、これも発達障がいの治療法、トレーニング療法と理解していいですか。	ペアレントトレーニングは、発達障がいの子どもをもつ保護者への支援プログラムとして開発され、応用行動分析を基本に子どもの行動の機能を分析し、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを習得していくことで子どもの発達促進を行うものです。ペアレントプログラムは、その前段階として、保護者が子どもの「行動」を捉えられるようになり、肯定的な視点に変えることを目的としています。	子ども発達支援センター

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
16	P31 その他	医療的ケア児支援法施行から1年が経過し、熊本市での状況はどのようなになっているのでしょうか。 対応できる看護師の確保が困難だと聞いていますが、地域を含む社会全体で支える必要があると感じています。	<障がい保健福祉課> 医療的ケア児支援法が施行され、市町村の責務として医療的ケア児とその家族に対する包括的な支援整備が明記されたことから、市内9カ所の「熊本市障がい者相談支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを配置したところです。今後については、医療的ケア児とその家族、関係機関等への相談対応や研修・情報提供、地域の支援体制構築のための連携調整等を担う拠点として位置づけられた「熊本県医療的ケア児支援センター」と緊密な連携を図ることで、医療的ケア児及びその家族への効果的な支援に取り組んでまいります。 <保育幼稚園課> 医療的ケア児保育支援事業として、ガイドラインの作成・事業助成を進めております。 看護師の確保については、勤務時間の短縮や、複数人雇用など、様々なケースを検討し人員確保に努めているところです。	障がい保健福祉課 保育幼稚園課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
17	P41	児童家庭支援センターは作今の児童虐待相談件数の増加と比例して、その役割の重要性が認識されている。しかし市からの受託法人の内情は、財政的に火の車で法人内の資金でやりくりしに四苦八苦している。社会に必要な事業をやればやるほど赤字になるのは矛盾している。職員の心身の潤いのためにも予算の増額を検討頂きたい。これと併せて妊産婦等生活援助事業の本市での実施をお願いしたい。(今般児童家庭支援センターに増額が認められたことは感謝の念に堪えません。)	児童家庭支援センターの役割は、子育て中の保護者等からの相談対応や児童虐待の重篤化の予防など、大変重要なものであると認識しております。予算の増額につきましては、相談件数の実績等を踏まえながら検討を進めてまいります。 また、妊産婦等生活援助事業につきましては、支援を必要とする特定妊婦等のニーズを把握するとともに、本市で現に実施している類似の事業との関係性を整理しながら、事業を実施する必要性について検討してまいります。	子ども政策課
18	P45	ヤングケアラーには当事者本人が、自分がヤングケアラーであることに気づいていない事例がよくある。まずは本人がヤングケアラーであることに目覚め、本人が従来持っている様々な権利の行使に結び付くエンパワーメントが出来れば幸いと思われる。是非この新規事業の継続、拡大を望む。	今年度は、関係機関や支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、教育、福祉、医療等、関係機関との連携による支援体制の構築、社会的認知度向上のための周知啓発(市ホームページや公式LINE等を活用した情報発信等)、関係機関等への研修等を進めており、今後も引き続き、ヤングケアラーの支援体制を強化するために取り組んでまいります。	子ども政策課
19	P45	(ヤングケアラー対策について) 複雑な福祉課題として2、3年前から子ども政策課で検討を実施しているとの事ですが現況はどうか、各地区の発生件数が分かれば教えて下さい。	熊本県が令和3年9月に実施した実態調査によると、「世話をしている家族がいる」と答えた子どもは、全体の2.8%、「自分がヤングケアラーにあてはまる」と答えた子どもは全体の1.2%、77.5%の子どもはヤングケアラーという言葉聞いたことはないということが明らかになり	子ども政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
19 (つづき)	P45 (つづき)		ました。 この結果をふまえて、今年度からは、ヤングケアラーの社会的認知度を高めるための周知啓発や支援者向けの研修、相談支援体制の構築に向けた取り組みを進めています。	子ども政策課
20	P45	(ヤングケアラー支援体制について) ヤングケアラーについての認識は殆どありません。家事や家族の世話など日常的に行っている子供達が増えていると聞き愕然としています。一刻も早く日常の生活に戻って学校へ通えるように支援体制の強化をお願いします。 地域活動では自治会で「JSSC（ジュニア、シニア、サポートセンター）」を設立して活動しています。関係機関と協働してこの課題に取り組みたいです。子どもの実態など情報不足です、ご指導下さい。	熊本県が行った実態調査の結果から、子ども自身にヤングケアラーの自覚がなく、相談支援につながっていない状況にある子どももいること、さらに、ヤングケアラーという言葉や概念もまだ一般的には認知されておらず、周囲の子どもや大人がその存在に気付くことができないことが課題として見えてきました。 そのため、今年度は、子ども自身も周囲の大人もヤングケアラーを正しく理解し、子どもが社会から孤立することがないよう、ヤングケアラーコーディネーターを中心に周知啓発や関係機関の連携・支援体制の構築に取り組んでおり、今後も支援体制の強化に努めてまいります。	子ども政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
21	P46	(一時保護所について) 一時保護所改革が熊本県社会的養育推進計画においても取り上げられています。 現在、一時保護所において保護された児童は学校等に通えない状況下にある。教育を受ける権利の保障の観点から改善が必要ではないかと考えるが熊本市として今後の一時保護所の在り方について熊本市はどのようなビジョンを持っておられますか。 【参考】 兵庫県明石市では一時保護所スタッフ職員だけでなくセンター職員全員で当番を決めて、公用車やタクシーを利用して送迎していると聞き及んでいます。地理的な要因としてセンターが明石市の中心にあり、片道最長時間でも30分の範囲で送迎が可能。※勿論、ケースによっては学校への通学が出来ない場合もあるとのこと。	子どもの教育を受ける権利は重要であると認識しています。 本市においては、教員免許を保有する学習指導員2名を一時保護所に配置し、保護されている児童の学力や特性に応じた学習指導を行っております。 児童虐待による一時保護も多く、通学については保護者による連れ去り等のリスクを検討する必要がありますが、ケースによっては職員がテスト受験等のために送迎や付添をするなど、一時保護中の子どもの教育については今後も最大限の配慮を行ってまいります。	児童相談所
22	P48	令和6年4月1日より現行のフォスタリング機関が第二種社会福祉事業として児童福祉施設に位置付となるが、これまでの事業の競争入札方式ではなく、里親支援センターとしての安定した施設となるのは確定であるか否か。	国によれば、現在、予算事業（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）のもとで行われている里親支援については、児童福祉法改正により、現行のフォスタリング機関を新たに「里親支援センター」として児童福祉施設に位置付けるとともに、都道府県等から委託を受けた里親支援事業の実施に要	児童相談所

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
22 (つづき)	P48 (つづき)		する費用については、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担を児童福祉法上に位置付けることとしていることから、支援の質の確保と財源の安定が図られるものと理解しております。 なお、里親支援センターについては、現段階で詳細が示されておりませんので、引き続き国の動向を注視してまいります。	
23	P59	民生委員・児童委員は活動範囲の広がりとともに、その負担は増大し「なり手」確保が課題となっています。特に今期（令和元年12月～令和4年11月）はコロナ禍による影響が大きく活動に創意工夫が求められました。 課題解決のためには民生委員・児童委員のイメージ向上、活動環境の整備等が大変重要だと考えます。支援機能の強化をお願いします。	イメージ向上については、市民児協と協力し、チラシやホームページの制作等の周知方法等効果的な手法を検討します。また、本市関係部署との間で相互に情報・認識の共有を行うこと等により、民生委員・児童委員の活動環境の整備及び改善に繋がるよう取り組んでまいります。	健康福祉 政策課
24	P59	次の各取組については、実施主体（市民児協）が明確となる書きぶりに改めていただきたい。また、「改善事項・方針」では、市主催の研修（12月予定の全体研修会や3月予定の新任研修会など）についても記載してはどうか。 ○アンケート調査（令和2・3年度） ○Zoomの使い方についての研修（令和3年度）	ご意見を受けまして、各取組の記載について以下のとおり改めます。 ○民生委員・児童委員の負担軽減策を検討するため、<u>市民児協主体</u>で民生委員・児童委員に対しアンケート調査を行った。 ○今後のコロナ禍の対策として、<u>熊本市から</u>主任児童委員に	健康福祉 政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
24 (つづき)	P59 (つづき)	○8月の民児協会長研修及び10月の民生委員・児童委員大学講座（改善事項・方針）	向けて、Zoomの使い方についての研修を実施した。 ○令和2年度に引き続き、民生委員・児童委員の負担軽減策を検討するため、<u>市民児協主体</u>で民生委員・児童委員に対しアンケート調査を行った。 「改善事項・方針」については、以下を追記します。 ○R4.12月に熊本市主体の民生委員全体研修会を実施予定。 ○R5.2月に熊本市主体の主任児童委員研修を実施予定。 ○R5.3月に熊本市主体の新任研修を実施予定。	健康福祉 政策課
25	P59	コロナ禍に対応したZoom研修については、「民生委員研修」ではなく、「主任児童委員研修」の誤りではないか。（令和3年度）	資料の記載誤りがありましたので、以下のとおり修正します。 【誤】○コロナ禍に対応してZoomを利用して民生委員研修を実施した。 ○今後のコロナ禍の対策として、主任児童委員に向けて、Zoomの使い方についての研修を実施した。 【正】○コロナ禍に対応してZoomを利用して民生委員研修を実施した。 ○今後のコロナ禍の対策として、熊本市から主任児童委員に向けて、Zoomの使い方についての研修を実施した。	健康福祉 政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
26	P60 P61	コロナ禍とはいえ、マッチング件数、研修実施回数とも、令和6年度目標値と極端に乖離しています。コロナ収束の見通しが立たない中、PDCAの観点からも目標値の見直しを検討してみてもはどうでしょうか？ 併せて、地域力強化のための人材確保を、これまでのように高齢者偏重でなく、幅広い年齢層から募れる仕組みを新たに構築する必要があるのではないのでしょうか？	ボランティア活動については、コロナ禍の影響による活動の縮小や自粛のほか、団体員の固定化・高齢化などの進行等により団体自体が休止や解散に至るといった事態もみられるため、こうした状況も踏まえ目標値を検証してまいります。 また、若年層含む幅広い世代が地域福祉活動の担い手となるべく、広報の充実・イメージ向上、活動の負担軽減等を図ることで、地域福祉活動の持続はもとより、拡大に繋がるような仕組みを検討してまいります。	健康福祉 政策課
27	P65 ～68	○多様な主体の連携・協働の推進について 今後、社会福祉分野における各関係機関・団体の連携と協働は必須であると思います。 それぞれの機関や団体単独での支援には限界があり、負担も大きくなります。関係機関・団体が相互に連携・協働することにより、その専門性や得意分野を活かすことが出来、支援の質の向上や効率アップ、個々の負担の軽減にもつながります。 特に、3「包括的支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築」は早急に取り組むべき課題であると考えます。高齢者支援、子育て支援、地域防災などの分野において関係機関・団体によるネットワークを構築して、相互の理解を深め、情報を	「3 包括的支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築」の成果指標として、赤い羽根共同募金を行った団体数を掲げています。赤い羽根共同募金は、社会福祉法に定めがあり、日本全国で広く行われている社会福祉事業です。当該事業も、地域福祉推進に関わる団体とのネットワーク拡大の一助となっているものと考えております。また、赤い羽根共同募金で集まった資金の一部は、地域福祉推進の中核である、社会福祉協議会が行う福祉事業の財源となります。 このような点から、赤い羽根共同募金を行った団体数を成果指標としております。ご意見のとおり、地域福祉活動におけるネットワークの構築は大変重要であると認識しており	健康福祉 政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
27 (つづき)	P65 ～68 (つづき)	共有し、必要な施策の立案や役割分担等についての協議を行い、実行することが出来る、そのような体制を築くことがこれからの地域福祉活動の推進には不可欠だと思います。 しかし、今回の報告に挙げられている取組内容・成果指標は、残念ながら本来の目的からかなり方向性がずれているように感じられます。 このような取組内容・成果指標を設定された意図をお伺いしたいと思います。また、今後、計画の本旨に沿った新たな行動指針の策定と取組がなされることを希望します。	ますので、今後の計画・行動指針の策定にあたっては、その点を十分に踏まえながら、今後、さらに相応しい取組内容及び成果指標について検討してまいります。	健康福祉 政策課
28	P67	要援護者支援制度の普及はもちろんだが、課題として、既に登録されている方の状況の更新は、申告制になっているが、本人が障がいや病気等で申告できない場合もあることを考慮し、更新伺いのような通知をせめて2年に1度くらいはハガキで確認できるようなシステムも必要ではないか。	災害時要援護者避難支援制度への登録情報については、登録者からの変更の届け出に基づき更新を行っているほか、住民基本台帳のデータとの定期的な連携や、自治会長や民生委員・児童委員等の地域の支援者からの情報提供等を契機として、要援護者の現況確認を行っております。 今後、より実効性のある制度となるよう、委員のご指摘のような定期的な確認等、現況確認の方法について検討を行ってまいります。	健康福祉 政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
29	P73	((仮称) こども局の創設について) 児童福祉法の改正案では「こども家庭センター」が一体的に相談支援を行う機関として位置付けられると聞いていますが、熊本市の取り組みはいかがでしょうか。	本市では、各区の保健子ども課内に、母子保健を担当する「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担当する「子ども家庭総合支援拠点」と位置づけた班を置き、一体的な相談支援を行ってきたところです。令和6年度設置予定の「こども家庭センター」では、双方の機能を統括してマネジメントしながら、全ての妊産婦・こども・子育て世帯の包括的な相談支援等の充実を図ってまいります。	子ども政策課
30	P73	市社協において市民児事務局を担っていることから質問いたします。(仮称) こども局の新設に伴う民生委員と児童委員の担当部署（現在、健康福祉局）や、各活動への影響等について、現時点での決定事項があればご教示ください。	((仮称) こども局の組織体制等の詳細については現在検討中ですが、現時点では民生委員・児童委員の担当部署（健康福祉政策課）は変更せず、またこども部門との関係性も同様と考えております。	健康福祉政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
31	P73	((仮称) こども局の新設について) 国の子ども家庭庁の創設に合わせて本市でも同時に「(仮称) こども局」を新設することは、大変意義あることと評価されると思います。資料3-5のポンチ絵の(1)目的・主旨、(2)内容、(3)体制案そして(4)改編時期を見て、素晴らしいと思います。こどもは「宝」です。今まで以上にこども、そして、子育ての行いやすい視点を確立して頂きたいです。 今までの障がい児政策は重なり合う部分もありますが、どちらかというと同じこどもでありながら、切りはなされている感が否めません。令和5年4月からは、子ども政策全体に包摂(インクルージョン)されることに期待しています。どうぞよろしくお願いします。	障がい保健福祉部の子ども発達支援センターでは、障がいや発達に課題のある子どもについて、障がいの有無に関わらず相談支援を行っていることから、(仮称) こども局の組織に新たに取り入れるよう検討しています。 一方で、円滑な障がい者施策への移行を図るという市民サービスの観点に加え、行政組織としては、事務事業の効率性も重要な観点であることから、障がい児サービスの給付に係る事務等については従来どおりとし、(仮称) こども局へ移管しない予定です。 ご意見にあるように、障がい児政策がこども政策から切り離されることがないようにすることは重要であると考えております。そこで、(仮称) こども局は、障がいのある子どもも含め、すべての子どもについて、医療、福祉、教育等が連携して対応することができるよう、こどもや子育て家庭の視点に立ったこども政策の立案と、すべてのこどもの健やかな育ちを支える施策の全庁的・総合的な牽引役を担ってまいります。	子ども政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
32	P73	子ども発達支援センターが（仮称）こども局に改編されることですが、「発達障がい者支援センターみなわ」も一緒にこども局に改編されるのでしょうか？みなわでは家庭生活や就労等、成人の相談や支援等も行っていますが、こども局に改編されるとこれらの業務が十分に実施されなくなるのではないかと心配です。もし、みなわは現在のまま（障がい者支援部）になるとしても、今度は子ども発達支援センターと別の局となり、「生涯を通じて一貫して切れ目のない支援体制の充実に努める」とした「熊本市障がい者生活プラン」の基本理念が損なわれることにならないかと不安です。 さらに、こども局創設の趣旨を鑑みれば、そもそも健康福祉局だけの再編では不十分で、学校や地域における教育現場（児童育成クラブや部活動の地域移行等）との連動もできるよう、教育委員会の再編も視野に入れた、より実態に即した対策が求められるのではないのでしょうか。縦割りの弊害をなくすためにも、新しいこども局には教育委員会からの一部編入も必要だと考えます。	<子ども発達支援センター> 子ども発達支援センターの（仮称）こども局への改編検討に伴い、発達障がい者支援センター「みなわ」も同様の方向での検討が進んでいます。その場合においても「みなわ」は、熊本市（所管課：子ども発達支援センター）の発達障がい者支援センター運営業務の委託を受けており、業務内容はこれまでと変わることはなく、就労支援などの相談・生活支援等、切れ目のない継続した支援を行っていきます。また、障がい者支援部をはじめとした庁内外の関係機関とも連携を図りながら継続した業務に努めてまいります。 <子ども政策課> （仮称）こども局は、少子化問題やこどもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に迅速、的確かつ丁寧な対応が必要なことから、こどもや子育て家庭の視点に立ったこども政策の立案と、すべてのこどもの健やかな育ちを支える施策の全庁的・総合的な牽引役を担うことを目的に創設されます。（仮称）こども局においては、教育委員会とはこれまで以上に連携を図ってまいります。	子ども発達支援センター 子ども政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
33	P73	新設される子ども局について、1) 職種や人数などの体制や2) 各区役所および関係機関との連携や3) 対象とする住民のご想定を教えてください。	(仮称) 子ども局の組織体制等については、現在検討中です。(仮称) 子ども局は本庁業務を担い、各区役所及び関係機関と連携しながら、こども・子育て世帯等全ての市民のため、こども政策の立案や様々な事業を実施してまいります。	子ども政策課
34	P73	新設予定の子ども局と健康福祉局の位置づけについて質問致します。 こども局は、健康福祉局から、独立して作成されるようですが、健康福祉局との関係性などはどのような感じに考えたらよろしいでしょうか。	(仮称) 子ども局は局組織として新設されるため、健康福祉局とは横並びの関係となります。 (仮称) 子ども局の新設後も、健康福祉局とは緊密に連携を取りながら、生涯を通して健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実を図ってまいります。	子ども政策課
35	その他	介護人材についての意見交換は、継続的に実施していただければと思います。	介護人材に関する懇談会は年2回開催しておりますが、今後も継続し、ご意見をいただきながら、施策に反映したいと思っております。また、介護業界の交流の場として継続してまいります。	介護保険課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
36	その他	市内の強度行動障害者の実態を把握するために、障害支援区分の認定調査の中で行動障害関連項目が把握されており、その合計点数というのはわかっていると思う。そこで市内に何点以上の人が何人いるかがわかると、この方々のためにどういう対策が必要かがみえてくるので、その数を知らせていただき、施策に反映していただきたい。	強度行動障害者について、障害関連項目における点数ごとの人数は、抽出が困難な環境にありますが、強度行動障害加算の算定可能なサービス利用者数は把握できるようになっております。 引き続き、福祉サービスの利用実績を計画策定に反映してまいります。	障がい保健福祉課
37	その他	(施設の小規模化、多機能化等について) 社会的養育推進計画では児童福祉施設（児童養護施設、乳児院など）の小規模化、多機能化が謳われているが、熊本市がその為の計画と予算化を示さなければ、施設がどんなに取り組みたいと計画しても財源として裏付けられるものがなければ準備ができず、推進計画は単なる文章で終わってしまうのではないかと危惧しています。	児童福祉施設の小規模化、多機能化の計画につきましては、熊本県社会的養育推進計画の重点項目として盛り込んでおります。同計画では、代替養育を必要とする子どもの数を推計しており、施設定員数については、施設や関係機関との協議を行いながら必要に応じ見直しを行っております。 また、今後更に求められる里親委託の推進やケアニーズの高い子どもの適切な養育に必要となる施設の多機能化・高機能化等については、施設等のご意向も踏まえながら必要な財源の確保に努めてまいります。	子ども政策課
38	その他	(子どもの権利擁護について（アドボカシー等）) 以前の審議会における回答として、国が示す取り組み等のあり方を参考にとあったと思いますが、その後、熊本市として考えておられる具体的取り組み計画があればお聞かせ下さい。	子どもの権利擁護の取組は非常に重要であると認識しております。 まずは、社会的養護のもとで養育されている子どもの意見聴取や意見を汲み取る取組を進めるよう検討を進めてまいります。	子ども政策課

No	資料 ページ 番号	ご質問・ご意見等の内容	本市の考え方	回答作成 所属
39	その他	今回の福祉関係主要事業報告を拝見しました。9ページから56ページまで拝見しました。健康福祉局が一丸となって市民の為に支援、指導、実施を行っている実態をみて感銘しました。高齢者集団である老人クラブは最も社会福祉政策の恩恵を浴びており大変感謝しています。高齢者福祉専門分科会の各課の皆さん、主要事業の企画、制作、実績、報告のどれ一つとして欠かせない重要な課題ばかりで項目によっては毎年繰り返し粘り強く推進、追跡を怠らない活動が推察されます。地域社会にとっても最高のもてなしであり感銘しています。	貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。 また、日頃から地域活動の活性化にご協力いただきありがとうございます。 今後も、誰もが生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現に向け、様々な事業に取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力をよろしくお願いいたします。	高齢福祉課
40	その他	市の各区の窓口で努力され、最初の利用開始相談から面談調査までの期間、面談後の審査期間について大幅な短縮が図られるようになっていた。コロナ蔓延防止対策下かなりの期間「利用が出来ない空白の期間」が生じている。介護保険と違い障害者サービスは、申請時にさかのぼっての利用が出来ない（給付が受けられない）。精神・発達の場合はとくに、待っている間に不調となったり諦めて塞ぎ込んでしまったりするケースも少なくない。上記期間の短縮をできるだけ早急に対策を採っていただきたい。技術的には電話やZOOMなどでの対応も可能であるし、相談支援事業所や事業所の協力を得られれば、比較的やり易いと思われる。	障害福祉サービスについては、コロナまん延期間の臨時的取扱いとして、電話やリモートなどによる面談調査を実施したことにより、調査までの待機期間は、以前に比べ短縮されております。しかし、対面での調査をしない（できない）ことで、利用者のニーズを完全には把握できないなど、孤立するケースも少なくないため10月から対面調査を再開したところであります。 今後も引き続き、調査までの待機期間を短縮できるよう努めてまいります。	障がい保健福祉課

